

大臣官房長  
各局長  
防衛省本省の施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官官房審議官  
防衛装備庁の各部長  
防衛装備庁の施設等機関の長

殿

防衛装備庁長官

旧航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に係る企業等への再就職に係る措置の細部事項等について（通知）

標記について、旧航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に係る企業等への再就職に係る措置について（防人計（事）第15481号。27.10.1）（以下「通達」という。）第4に基づき、下記の通り定めたので通知する。

## 記

### 1 用語の定義

- (1) 通達にいう「事案関連企業」とは、同営利企業の子会社及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む。
- (2) 通達にいう「受注実績企業」とは、当該年度を含む過去5ヶ年度以内に、旧航空自衛隊第1補給処が発注した装備品等を受注した実績を有する営利企業及び同営利企業の会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社である営利企業を指し、合併や分社等により当該企業の後継となった企業

を含む。

- (3) 通達にいう「接触」とは、装備品等の発注業務に關与している職員が、受注実績企業の関係者と接触（事業者等の役員等の就任あいさつ及び年末年始等の儀礼上のあいさつに対応する場合、工事等及び物品等における最新技術等に関し又は業界関係者等から情報収集を行う場合及び事業者等が主催若しくは参加する技術等に関する講習会等に出席する場合を含む）することをいう。

ただし、防衛省や地方自治体等事業者以外の者が主催し多数の者が参加する式典・行事等での接触、意図せざる路上等での接触及び地域のスポーツ同好会等職務に関わらない私的な関係に基づく接触等は含まない。

- (4) 旧第1補給処契約関係職にある隊員が離職時に所属していた機関が廃止され又はその組織の一部が他の機関へ移管されている場合には、所管上最も近い関係の機関又はその移管を受けた機関の長等を「官房長等」とする。

## 2 報告書の提出

- (1) 通達1(1)に基づき旧第1補給処契約関係職にある隊員が報告する報告書（以下「接触報告書」という。）の書式は、別紙様式1によるものとする。
- (2) 通達1(1)に基づき接触報告書を提出する場合の提出要領は、接触を受けてから1週間以内に、航空幕僚監部装備部調達室長気付で提出するものとする。
- (3) (2)に基づき接触報告書の提出を受けた調達室長は、月末までに当該報告書の写しを作成し、翌月の月末までに人事教育局人事計画補任課長及び防衛装備庁調達管理部調達企画課長気付で送付するものとする。
- (4) 通達1(2)で定める報告書の書式は、別紙様式2によるものとし、報告書の提出要領は、(2)から(5)を準用する。

## 3 受注実績企業等の特定

航空自衛隊補給本部長は、平成30年7月31日までの間に、受注実績企業及び事案関連企業に関する情報を収集し、通達に基づく手続きのために必要な情報を公表し、又は問い合わせに対応するなど適切な措置を講じるものとする。

## 4 コンプライアンスに問題がないこと等の確認

- (1) 退職した旧第1補給処契約関係隊員が受注実績企業に再就職するに際し、通達2(1)に基づきコンプライアンスに問題がないことを確認するに当たっては、再就職しようとする営利企業において以下が行われているか確認することとする。
  - ① コンプライアンス・マニュアルの策定
  - ② コンプライアンスに係る社内研修の実施

- ③ コンプライアンスの担当部署・担当者等の設置
  - ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
  - ⑤ 同業他社との接触ルールの設定（①又は④に包含されている場合を含む。）
  - ⑥ コンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
  - ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）
- (2) 退職した旧第1補給処契約関係隊員が事案関連企業に再就職するに際し、通達2(2)に基づきコンプライアンスが確立され、談合等に関与するおそれがないことを確認するに当たっては、再就職しようとする営利企業において以下が行われているか確認することとする。
- ① 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンス・マニュアルの策定又は改訂
  - ② 平成22年3月30日以降における社内研修の実施
  - ③ 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンス担当部署・担当者等の設置、改編又は強化
  - ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
  - ⑤ 平成22年3月30日以降における同業他社との接触ルールの設定又は改正（①又は④に包含されている場合を含む。）
  - ⑥ 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
  - ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）
- (3) 官房長等は、通達2(1)又は(2)に基づく要請を実施するに当たっては別紙3を参考にした書面を交付することとする。

## 5 コンプライアンス確立等の審査

- (1) 航空自衛隊補給本部長は、受注実績企業に旧第1補給処契約関係隊員であった者が平成27年10月1日以降に再就職し、入札等に参加しようとしている受注実績企業に当該入札等の日から過去5年以内のいずれかの時期に在籍している場合には、入札等に先立ち、通達3(1)に基づき、以下を確認する資料の提出を求めるものとする。
- ① コンプライアンス・マニュアルの策定
  - ② コンプライアンスに係る社内研修の実施
  - ③ コンプライアンスの担当部署・担当者等の設置
  - ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルール

における通報者の懲戒軽減措置の内包

- ⑤ 同業他社との接触ルールの設定（①又は④に包含されている場合を含む。）
  - ⑥ コンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
  - ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）
- (2) 航空自衛隊補給本部長は、事案関連企業に旧第1補給処契約関係職員であった者が平成27年10月1日以降に再就職し、入札等に参加しようとしている事案関連企業に当該入札等の日から過去5年以内のいずれかの時期に在籍している場合には、入札等に先立ち、通達3(2)に基づき、以下を確認する資料の提出を求めるものとする。
- ① 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンス・マニュアルの策定又は改訂
  - ② 平成22年3月30日以降における社内研修の実施
  - ③ 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンス担当部署・担当者の設置、改編又は強化
  - ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
  - ⑤ 平成22年3月30日以降における同業他社との接触ルールの設定又は改正（①又は④に包含されている場合を含む。）
  - ⑥ 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
  - ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）
- (3) 航空自衛隊補給本部長は、(1)及び(2)の規定による資料が(1)又は(2)を満たすと認められる場合に限り入札等に参加できる旨を入札への参加要件として入札広告に明記する等、受注実績企業又は事業関連企業に対し周知を図ることとする。

〇〇〇〇 殿  
 (航空幕僚監部装備計画部装備課長 気付)

(官職)  
 〇〇〇〇

### 接 触 報 告 書

旧航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に係る企業等への再就職に係る措置について(通達)(防人計(事)第15481号。27. 10. 1)1(1)に基づき以下の通り報告します。

接触日時	接触場所	接 触 者		接 触 理 由
. . . . . : ~ :		相手方	(企業名) 〇〇 〇〇 他 名	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
			<input type="checkbox"/> 装備品等の受注等に関し接触又は必要な資料を求めてきた者	
		当方※	〇〇 〇〇	
. . . . . : ~ :		相手方	(企業名) 〇〇 〇〇 他 名	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
			<input type="checkbox"/> 装備品等の受注等に関し接触又は必要な資料を求めてきた者	
		当方※	〇〇 〇〇	
. . . . . : ~ :		相手方	(企業名) 〇〇 〇〇 他 名	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
			<input type="checkbox"/> 装備品等の受注等に関し接触又は必要な資料を求めてきた者	
		当方※	〇〇 〇〇	
. . . . . : ~ :		相手方	(企業名) 〇〇 〇〇 他 名	<input type="checkbox"/> 仕様書・見積 <input type="checkbox"/> 入札・商議・ヒアリング <input type="checkbox"/> 契約書・支払 <input type="checkbox"/> 意見交換・挨拶 <input type="checkbox"/> その他( )
			<input type="checkbox"/> 装備品等の受注等に関し接触又は必要な資料を求めてきた者	
		当方※	〇〇 〇〇	

※ 複数による接触の場合に同席者の官職氏名を記入する。

〇〇〇〇 殿  
 (航空幕僚監部装備計画部装備課長 気付)

(退職時の官職)  
 〇〇〇〇  
 (退職年月日)

## 接 触 報 告 書

旧航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する企業等への再就職に係る措置について(通達)(防人計(事)第15481号。27. 10. 1)1(2)に基づき以下の通り報告します。

接 触 日 時	接 触 場 所	接 触 者	接 触 理 由
. . . . . : ~ :		(企業名) 〇〇 〇〇 他 名  □離職前5年間に旧第1補給処契約関係職又は旧第1補給処契約関係隊員に就いていた隊員が離職後、航空自衛隊補給本部に属する隊員との接触	□仕様書・見積 □入札・商議・ヒアリング □契約書・支払 □意見交換・挨拶 □その他( )
. . . . . : ~ :		(企業名) 〇〇 〇〇 他 名  □離職前5年間に旧第1補給処契約関係職又は旧第1補給処契約関係隊員に就いていた隊員が離職後、航空自衛隊補給本部に属する隊員との接触	□仕様書・見積 □入札・商議・ヒアリング □契約書・支払 □意見交換・挨拶 □その他( )
. . . . . : ~ :		(企業名) 〇〇 〇〇 他 名  □離職前5年間に旧第1補給処契約関係職又は旧第1補給処契約関係隊員に就いていた隊員が離職後、航空自衛隊補給本部に属する隊員との接触	□仕様書・見積 □入札・商議・ヒアリング □契約書・支払 □意見交換・挨拶 □その他( )
. . . . . : ~ :		(企業名) 〇〇 〇〇 他 名  □離職前5年間に旧第1補給処契約関係職又は旧第1補給処契約関係隊員に就いていた隊員が離職後、航空自衛隊補給本部に属する隊員との接触	□仕様書・見積 □入札・商議・ヒアリング □契約書・支払 □意見交換・挨拶 □その他( )

※ 複数による接触の場合に同席者の官職氏名を記入する。

## 受注実績企業等のコンプライアンスの確認要領

### 1 はじめに

防衛省・自衛隊を離職する隊員の再就職については、平成27年10月1日に施行された自衛隊法等の一部改正に伴い、一般職と同様に、従来の事前審査制に代わり、個人の求職の自由を前提とした上で行為態様を規制する行為規制に変更されました。これにより、離職前5年間に旧第1補給処契約関係隊員であった皆様が、離職後2年以内に受注実績企業に再就職した場合、航空自衛隊補給本部に属する隊員に対して接触したときは航空幕僚長に接触報告書を提出することとされています。

また、旧第1補給処契約関係隊員であった皆様が受注実績企業に再就職する際及び退職する方全員が事案関連企業に再就職する際には、当該企業のコンプライアンス確立等を確認することとされています。

受注実績企業に再就職した旧第1補給処契約関係隊員が適切に接触報告を行い、受注実績企業に再就職した旧第1補給処契約関係隊員や事案関連企業に再就職した隊員が、企業のコンプライアンスの確立等について適切に確認するための具体的な要領を以下のとおり示します。

### 2 対象者

対象となる旧第1補給処契約関係隊員とは、空自補給本部及び第1補給処課長相当職以上（3佐及び行（一）6級以上）が該当します。

### 3 対象となる関連企業

接触報告を行うこととなる再就職先及びコンプライアンスの確立等を確認する対象となる企業は、次の2種類です。

#### (1) 受注実績企業

再就職をしようとする年度を含む過去5カ年度以内に、旧航空自衛隊第1補給処が発注した装備品等を受注した実績を有する営利企業及び当該営利企業が過半数の株式を有する子会社である営利企業を指します。なお、合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含みます。

#### (2) 事案関連企業

平成22年に発生した航空自衛隊第1補給処入札談合事案に関与した企業と当該企業が過半数の株式を有する子会社である営利企業を指しま

す。なお、合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含みます。  
※(1)の企業と(2)の企業とではコンプライアンスの確立等を確認する内容が異なりますのでご注意ください。

#### 4 接触報告の要領

離職前5年間に旧第1補給処契約関係隊員であった皆様が、離職後2年以内に受注実績企業に再就職した場合、平成30年7月31日までの間、航空自衛隊補給本部に属する隊員に接触したときには、「旧航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に係る企業等への再就職に係る措置の細部事項等について（通知）」別紙様式2に従って、航空幕僚長あて（航空幕僚監部装備計画部装備課長気付）報告書を速やかに提出してください。ただし、防衛省や地方自治体等事業者以外の者が主催し多数の者が参加する式典・行事等での接触、意図せざる路上等での接触及び地域のスポーツ同好会等職務に関わらない私的な関係に基づく接触等は該当しませんので報告書の提出は不要です。

なお、離職時に航空自衛隊以外の機関に所属していた場合は、当該機関の長宛てに提出することとなりますので宛先に注意してください。

#### 5 コンプライアンスの確立等を確認する際の確認内容

##### (1) 受注実績企業に再就職する場合の確認内容

旧第1補給処契約関係隊員が、平成30年7月31日までに受注実績企業に再就職する場合には、当該企業のコンプライアンスに問題がないことを確認します。

確認にあたっては、再就職しようとする営利企業において以下がおこなわれているか確認してください。

- ① コンプライアンス・マニュアルの策定
- ② コンプライアンスに係る社内研修の実施
- ③ コンプライアンスの担当部署・担当者等の設置
- ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
- ⑤ 同業他社との接触ルールの設定（①又は④に包含されている場合を含む。）
- ⑥ コンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
- ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）

## (2) 事案関連企業に再就職する場合の確認内容

隊員であった皆様が、平成32年12月13日までに事案関連企業に再就職する場合には、当該事案関連企業において、コンプライアンスが確立され、談合等に関与するおそれがないことを確認します。

確認にあたっては、再就職しようとする営利企業において以下がおこなわれているか確認してください。

- ① 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンス・マニュアルの策定又は改訂
- ② 平成22年3月30日以降における社内研修の実施
- ③ 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンス担当部署・担当者の設置、改編又は強化
- ④ コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包
- ⑤ 平成22年3月30日以降における同業他社との接触ルールの設定又は改正（①又は④に包含されている場合を含む。）
- ⑥ 平成22年3月30日以降におけるコンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）
- ⑦ 内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。）

## 5 注意事項（確認できなかった場合の措置）

4(1)における当該企業のコンプライアンスに問題がないこと、又は4(2)において当該企業のコンプライアンスが確立され談合等に関与するおそれがないことについては、当該企業が入札に参加しようとする際に、入札実施機関において審査が行われ、該当がないことが認められない場合には、当該企業が入札等に参加できないこととなりますのでご注意ください。

## 6 問い合わせ先

再就職しようとする企業が受注実績企業又は事案関連企業に該当するかどうかなど、この要領に記載する事項で不明な点があれば、防衛装備庁調達管理部調達企画課調達企画室（内線8-6-36893）までご連絡ください。

なお、再就職に際してのコンプライアンス確立等の確認を行うのはご本人であり、調達企画室が代理して確認行為を行うことはないのでご了承ください。